

# 四半期報告書

(第11期第2四半期) 自 平成 23 年 7 月 1 日  
至 平成 23 年 9 月 30 日



(E03610)

第11期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

# 四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【事業等のリスク】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	29
1 【株式等の状況】 .....	29
2 【役員の状況】 .....	42
第4 【経理の状況】 .....	43
1 【中間連結財務諸表】 .....	44
2 【その他】 .....	89
3 【中間財務諸表】 .....	90
4 【その他】 .....	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	101

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	461,335	460,402	453,238	875,130	859,898
うち連結信託報酬	百万円	14,467	13,252	12,253	28,727	25,937
連結経常利益	百万円	75,779	114,793	156,695	152,314	210,290
連結中間純利益	百万円	85,593	81,778	128,235	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	132,230	160,079
連結中間包括利益	百万円	—	62,878	106,507	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	132,513
連結純資産額	百万円	2,143,716	1,858,586	1,647,110	2,271,897	1,592,553
連結総資産額	百万円	39,805,611	40,503,644	42,712,632	40,743,531	42,706,848
1株当たり純資産額	円	35.31	74.67	285.29	44.77	251.67
1株当たり中間純利益金額	円	78.87	58.00	52.32	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	88.32	73.14
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	35.69	26.26	36.51	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	51.74	39.62
自己資本比率	%	5.09	4.31	3.62	5.26	3.47
連結自己資本比率 (第二基準)	%	13.09	12.80	12.47	13.81	11.21
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	308,285	527,767	△96,041	1,024,489	3,465,449
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△378,735	△235,833	△128,799	△858,062	△1,159,614
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△122,236	△571,829	△86,571	7,651	△909,124
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	918,596	1,005,408	2,370,572	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	1,285,371	2,682,038
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	17,072 [14,985]	17,286 [13,697]	17,136 [13,288]	16,756 [14,384]	16,941 [13,601]
信託財産額	百万円	26,836,851	26,563,803	25,056,702	26,709,717	26,093,642

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- また、平成23年度中間連結会計期間から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、平成21年度中間連結会計期間以降の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成21年度以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結子会社の信託財産額を記載しております。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	21,987	16,775	80,070	39,048	31,380
経常利益	百万円	18,405	14,343	76,222	32,606	23,381
中間純利益	百万円	25,917	15,422	76,222	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	34,979	26,223
資本金	百万円	327,201	327,201	340,472	327,201	340,472
発行済株式総数	千株	普通株式 1,214,957 優先株式 858,300	普通株式 1,214,957 優先株式 661,300	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 1,214,957 優先株式 861,300	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520
純資産額	百万円	1,613,847	1,242,604	948,481	1,697,902	919,155
総資産額	百万円	1,785,078	1,333,984	1,309,483	1,809,145	1,260,278
1株当たり純資産額	円	△323.87	△364.06	40.99	△345.10	21.89
1株当たり中間純利益金額	円	23.88	0.33	31.10	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	1.33	△25.17
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10.80	0.15	21.70	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	1.28	—
1株当たり配当額	円	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 —	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第6種 優先株式 —	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第6種 優先株式 —	普通株式 10.00 丙種第一回 優先株式 68.00 己種第一回 優先株式 185.00 第1種第一回 優先株式 28.68 第2種第一回 優先株式 28.68 第3種第一回 優先株式 28.68 第4種 優先株式 992.50 第5種 優先株式 918.75 第6種 優先株式 386.51	普通株式 12.00 丙種第一回 優先株式 68.00 己種第一回 優先株式 185.00 第1種第一回 優先株式 28.68 第2種第一回 優先株式 23.56 第3種第一回 優先株式 992.50 第4種 優先株式 918.75 第5種 優先株式 1,237.50
自己資本比率	%	90.40	93.14	72.43	93.85	72.93
従業員数	人	539	527	530	508	536

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- また、第11期中(平成23年9月)から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、第9期中(平成21年9月)以降の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第9期(平成22年3月)以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。なお、第10期(平成23年3月)は、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当四半期連結累計期間は、先進国経済の減速が明らかとなりました。年初は2008-2009年の世界的な景気後退からの回復が続いていたものの、中東情勢の不安定化を背景とした原油価格高騰や、欧州債務問題による金融市場の混乱から減速に転じました。こうした中、日米は追加の金融緩和を余儀なくされました。特に米国は成長率低下や失業率の高止まりを受けて、2013年半ばまでの低金利政策継続を示唆しました。3月に発生した東日本大震災からの復興のさなかにあるわが国も含め、先進国の低金利政策は長期化する可能性が高まりました。

また、新興国でも、原油価格高騰に加え、国内景気過熱で物価の上昇に拍車が掛かり、金融を引き締めたことから、高成長に陰りが出ました。中国の成長率も3四半期連続で鈍化しました。新興国経済は底堅さを残すものの、世界経済の牽引力は昨年ほど強くはありませんでした。

また、欧州の債務問題が長期化の様相を示し、世界の金融市場の混乱が続く中、円高傾向が続きました。日経平均株価は内外景気の先行き不透明感から、7月以降、下落しました。

#### (経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」（以下、健全化計画）を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」（平成16年11月公表）、「差別化戦略の徹底による持続的成長」（平成18年11月公表）を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀

行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、平成22年11月に“平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画”を公表いたしました。

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります。

こうした取り組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取り組む、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

#### (業績の概況)

当四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は42兆7,126億円と前連結会計年度末比57億円の増加となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比1兆1,014億円増加して11兆13億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比3,115億円減少して25兆5,414億円に、現金預け金は前連結会計年度末比3,037億円減少して2兆7,240億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金が前連結会計年度末比5,038億円増加して1兆9,284億円になりましたが、預金は前連結会計年度末比6,305億円減少して33兆5,494億円に、借入金金は前連結会計年度末比3,988億円減少して1兆3,020億円となりました。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上などにより、純資産の部合計では前連結会計年度末

比545億円増加して1兆6,471億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、285円29銭となっております。

連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小を主因とする資金利益の減少などにより前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）68億円減少して3,378億円となりましたが、与信費用総額が前年同期比255億円減少して67億円となったことから税金等調整前中間純利益は前年同期比252億円増加して1,551億円となりました。一方、税金費用等は前年同期比212億円減少して269億円となり、この結果、連結中間純利益は前年同期比464億円増加して1,282億円となりました。また1株当たり中間純利益は52円32銭となっております。

当社（単体）の経営成績につきましては、営業収益は傘下銀行からの受取配当金の増加などにより前中間会計期間比（以下前年同期比）632億円増加して800億円、経常利益は前年同期比618億円増加して762億円、中間純利益は前年同期比607億円増加して762億円となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）49億円減少し1,534億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比84億円増加し546億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比13億円増加し1,309億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比157億円増加し576億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比82億円減少し330億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比82億円減少し285億円となりました。

（平成23年9月末における剰余金の分配可能額について）

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成23年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、2,675億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額（平成23年9月30日現在）は、4,183億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

① 国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は2,317億円、海外は48億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、2,344億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ122億円、162億円となりました。

また、役員取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では619億円、130億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	240,694	4,761	2,095	243,361
	当第2四半期連結累計期間	231,705	4,813	2,093	234,425
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	277,065	5,754	3,981	278,838
	当第2四半期連結累計期間	261,674	5,926	3,776	263,824
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	36,370	993	1,886	35,477
	当第2四半期連結累計期間	29,968	1,112	1,683	29,398
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	13,252	—	—	13,252
	当第2四半期連結累計期間	12,253	—	—	12,253
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	60,197	60	—	60,258
	当第2四半期連結累計期間	61,861	73	—	61,934
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	84,498	140	11	84,628
	当第2四半期連結累計期間	86,070	159	10	86,220
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	24,301	80	11	24,370
	当第2四半期連結累計期間	24,209	86	10	24,285
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	25,543	—	—	25,543
	当第2四半期連結累計期間	16,233	—	—	16,233
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	25,678	—	—	25,678
	当第2四半期連結累計期間	16,572	—	—	16,572
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	134	—	—	134
	当第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	2,078	224	—	2,302
	当第2四半期連結累計期間	12,680	325	—	13,006
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	36,814	85	—	36,899
	当第2四半期連結累計期間	32,057	113	—	32,170
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	34,735	△138	—	34,597
	当第2四半期連結累計期間	19,376	△212	—	19,164

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は862億円、役務取引等費用合計は242億円となり、役務取引等収支合計では619億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	84,498	140	11	84,628
	当第2四半期連結累計期間	86,070	159	10	86,220
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	15,623	20	—	15,643
	当第2四半期連結累計期間	15,345	27	—	15,372
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	17,951	116	—	18,068
	当第2四半期連結累計期間	17,595	129	—	17,724
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	6,531	—	—	6,531
	当第2四半期連結累計期間	7,681	—	—	7,681
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	15,854	—	—	15,854
	当第2四半期連結累計期間	16,542	—	—	16,542
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	4,422	—	—	4,422
	当第2四半期連結累計期間	4,653	—	—	4,653
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	1,736	0	—	1,736
	当第2四半期連結累計期間	1,712	0	—	1,713
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	6,451	—	—	6,451
	当第2四半期連結累計期間	6,168	—	—	6,168
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	24,301	80	11	24,370
	当第2四半期連結累計期間	24,209	86	10	24,285
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	4,432	—	—	4,432
	当第2四半期連結累計期間	4,181	—	—	4,181

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結累計期間の特定取引収益は165億円、特定取引費用は3億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	25,678	—	—	25,678
	当第2四半期連結累計期間	16,572	—	—	16,572
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	272	—	—	272
	当第2四半期連結累計期間	422	—	—	422
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	25,152	—	—	25,152
	当第2四半期連結累計期間	15,914	—	—	15,914
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	253	—	—	253
	当第2四半期連結累計期間	236	—	—	236
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	134	—	—	134
	当第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	134	—	—	134
	当第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	32,531,033	42,578	—	32,573,611
	当第2四半期連結会計期間	33,506,948	42,461	—	33,549,410
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	18,832,916	23,860	—	18,856,777
	当第2四半期連結会計期間	19,904,190	21,993	—	19,926,183
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	12,887,212	18,717	—	12,905,930
	当第2四半期連結会計期間	12,783,693	20,468	—	12,804,161
うちその他	前第2四半期連結会計期間	810,903	—	—	810,903
	当第2四半期連結会計期間	819,064	—	—	819,064
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	1,483,610	—	—	1,483,610
	当第2四半期連結会計期間	1,928,440	—	—	1,928,440
総合計	前第2四半期連結会計期間	34,014,643	42,578	—	34,057,221
	当第2四半期連結会計期間	35,435,388	42,461	—	35,477,850

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,726,773	100.00	25,478,710	100.00
製造業	2,727,381	10.60	2,683,911	10.53
農業, 林業	14,090	0.05	12,375	0.05
漁業	1,457	0.01	1,560	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,886	0.06	14,221	0.06
建設業	733,462	2.85	703,674	2.76
電気・ガス・熱供給・水道業	68,403	0.27	81,196	0.32
情報通信業	303,302	1.18	289,207	1.13
運輸業, 郵便業	572,665	2.22	543,475	2.13
卸売業, 小売業	2,570,802	9.99	2,558,806	10.04
金融業, 保険業	678,747	2.64	666,379	2.62
不動産業	2,271,366	8.83	2,326,897	9.13
物品賃貸業	290,783	1.13	292,260	1.15
各種サービス業	1,654,433	6.43	1,584,452	6.22
国, 地方公共団体	853,541	3.32	789,322	3.10
その他	12,971,448	50.42	12,930,969	50.75
海外及び特別国際金融取引勘定分	50,103	100.00	62,714	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	50,103	100.00	62,714	100.00
合計	25,776,877	—	25,541,424	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,035,079	46.78	12,043,390	47.26

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	91,382	0.34	79,200	0.32
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	25,160,441	94.72	23,696,655	94.57
受託有価証券	1,707	0.01	2,764	0.01
金銭債権	292,029	1.10	316,287	1.26
有形固定資産	636,714	2.40	589,201	2.35
無形固定資産	3,371	0.01	3,347	0.01
その他債権	8,988	0.03	6,161	0.03
銀行勘定貸	345,085	1.30	342,796	1.37
現金預け金	24,083	0.09	20,288	0.08
合計	26,563,803	100.00	25,056,702	100.00

負債

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,244,233	27.27	7,226,366	28.84
年金信託	3,803,881	14.32	3,589,942	14.33
財産形成給付信託	1,036	0.00	1,031	0.00
投資信託	13,792,367	51.92	12,617,204	50.35
金銭信託以外の金銭の信託	270,176	1.02	284,344	1.13
有価証券の信託	229,922	0.86	137,054	0.55
金銭債権の信託	314,969	1.19	339,762	1.36
土地及びその定着物の信託	123,938	0.47	120,089	0.48
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,866	0.01	2,842	0.01
包括信託	780,410	2.94	738,064	2.95
合計	26,563,803	100.00	25,056,702	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前第2四半期連結会計期間 1,668,202百万円

当第2四半期連結会計期間 1,212,410百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	165	0.18	156	0.20
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	52	0.06	47	0.06
卸売業, 小売業	159	0.17	136	0.17
金融業, 保険業	22,174	24.27	19,454	24.56
不動産業	2,436	2.67	1,864	2.36
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	196	0.21	18	0.02
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	66,197	72.44	57,522	72.63
合計	91,382	100.00	79,200	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	56,415	61.73	49,417	62.39

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

金銭信託

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	91,382	21.91	79,200	19.78
有価証券	—	—	—	—
その他	325,656	78.09	321,199	80.22
資産計	417,038	100.00	400,399	100.00
元本	416,618	99.90	400,034	99.91
債権償却準備金	278	0.07	241	0.06
その他	142	0.03	123	0.03
負債計	417,038	100.00	400,399	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第2四半期連結会計期間 貸出金91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万円、3ヶ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は21,078百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 貸出金79,200百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は14,974百万円、貸出条件緩和債権額は3,542百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は18,530百万円であります。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	2
危険債権	170	147
要管理債権	38	35
正常債権	703	606

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	327,201	340,472
	うち非累積的永久優先株 (注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	223,810	237,082
	利益剰余金	1,161,728	959,875
	自己株式(△)	86,846	86,848
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額(△)	-	-
	その他有価証券の評価差損(△)	-	-
	為替換算調整勘定	△4,082	△4,223
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	110,964	99,902
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	96,381	88,124
	営業権相当額(△)	-	-
	のれん相当額(△)	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	10,446	9,606
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,722,329	1,536,654
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	-	-
計 (A)	1,722,329	1,536,654	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	96,381	88,124	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	30,285	30,311
	一般貸倒引当金	29,018	11,874
	適格引当金が期待損失額を上回る額	46,664	47,533
	負債性資本調達手段等	620,249	593,510
	うち永久劣後債務 (注4)	246,949	225,210
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	373,300	368,300
	計	726,218	683,230
	うち自己資本への算入額 (B)	726,218	683,230
控除項目	控除項目 (注6) (C)	15,794	11,050
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	2,432,753	2,208,834
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	16,358,112	15,227,524
	オフ・バランス取引等項目	1,441,812	1,337,948
	信用リスク・アセットの額 (E)	17,799,924	16,565,473
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	1,198,917	1,140,957
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	95,913	91,276
	信用リスク・アセット調整額 (H)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	-	-
計((E)+(F)+(H)+(I)) (J)	18,998,842	17,706,430	
連結自己資本比率(第二基準)=(D)/(J)×100(%)		12.80	12.47
(参考)Tier 1比率=(A)/(J)×100(%)		9.06	8.67

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成23年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は164,719百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は307,330百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注)2への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)3不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(財政状態及び経営成績の分析)

当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績の状況は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご注意ください。

(概要)

- ・当中間連結会計期間は、預貸金利回り差の縮小を主因とする資金利益の減少などにより、連結粗利益は前中間連結会計期間比68億円減少し3,378億円となりましたが、株式等関係損益が前中間連結会計期間比69億円増加の2億円、与信費用総額が前中間連結会計期間比255億円減少の67億円となったため、税金等調整前中間純利益は前中間連結会計期間比252億円増加し1,551億円となりました。また、税金費用等も前中間連結会計期間比212億円減少して269億円となり、この結果、連結中間純利益は前中間連結会計期間比464億円増加の1,282億円となりました。
- ・不良債権残高は、前事業年度末比99億円増加し6,666億円となりましたが、不良債権比率はほぼ横ばいの2.50%（いずれも傘下銀行単体合算、銀行勘定・信託勘定の合計）と引き続き低水準で推移しました。
- ・また、当中間連結会計期間末時点の連結自己資本比率（第二基準）は12.47%となりました。

経営成績の概要〔連結〕

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	3,447	3,378	△68
うち資金利益	2,433	2,344	△89
うち信託報酬	132	122	△9
うち役務取引等利益	602	619	16
一般貸倒引当金繰入額	90	246	156
営業経費	△1,840	△1,814	26
臨時損益	△548	△243	305
うち株式等関係損益	△66	2	69
うち不良債権処理額	△575	△547	28
うち与信費用戻入額	—	232	232
経常利益	1,147	1,566	419
特別利益	170	2	△168
うち与信費用戻入額	162	—	△162
特別損失	△19	△17	1
税金等調整前中間純利益	1,299	1,551	252
法人税、住民税及び事業税	△49	△49	0
法人税等調整額	△407	△199	207
少数株主利益	△24	△20	4
中間純利益	817	1,282	464
与信費用総額	△322	△67	255

(注) 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用により当中間連結会計期間から、従来「特別利益」の内訳として計上していた「与信費用戻入額」は「臨時損益」の内訳項目として表示しています。

## 1 経営成績の分析

### (1) 連結粗利益

- ・資金利益は、預貸金利回り差の縮小を主因に前中間連結会計期間比89億円減少し、2,344億円となりました。
- ・信託報酬は、前中間連結会計期間比9億円減少し、122億円となりました。
- ・役員取引等利益は、投資信託販売や不動産関連の手数料収入が順調であり、前中間連結会計期間比16億円増加し、619億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比68億円減少し、3,378億円となりました。

### (2) 営業経費

- ・営業経費は、ローコスト・オペレーションの浸透により、前中間連結会計期間比26億円減少しました。
- ・なお、臨時処理分を除いた平成23年9月期の傘下銀行単体合算の経費については、前中間会計期間比22億円減少しております。

#### 経費の内訳 [傘下銀行単体合算]

	前中間会計期間		当中間会計期間		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費	△1,722	54.91%	△1,700	54.94%	22	0.03%
うち人件費	△633	20.19%	△655	21.20%	△22	1.00%
うち物件費	△995	31.74%	△953	30.82%	41	△0.92%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	3,135	100.00%	3,093	100.00%	△41	—

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(3) 株式等関係損益

- ・株式等売却損の減少などにより、株式等関係損益は前中間連結会計期間比69億円増加し、2億円の利益となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高（取得原価ベース）は、前連結会計年度比23億円減少し3,495億円となりました。また、Tier 1 の増加も相まって、Tier 1 比では前連結会計年度比2.05ポイント減少し22.74%となりました。

株式等関係損益の内訳 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式等関係損益	△66	2	69
株式等売却益	17	28	11
株式等売却損	△51	△6	44
株式等償却	△32	△18	14
投資損失引当金繰入	△0	△0	0

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3,518	3,495	△23
時価ベース	4,640	4,167	△473
Tier 1	14,189	15,366	1,177
取得原価/Tier 1	24.79%	22.74%	△2.05%

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、一般貸倒引当金が戻入益となったことや、不良債権新規発生額が減少したこと等から、前中間連結会計期間比255億円減少して67億円となりました。
- ・また、傘下銀行3行合算の当中間会計期間末における不良債権残高は6,666億円、不良債権比率は2.50%と引き続き低水準で推移しました。

不良債権処理の状況 [連結]

		前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
信託勘定不良債権処理額	A	0	0	0
一般貸倒引当金繰入額	B	90	246	156
不良債権処理額	C	△575	△547	28
貸出金償却		△270	△201	68
個別貸倒引当金繰入額		△287	△336	△48
特定海外債権引当勘定繰入額		△0	0	0
その他不良債権処理額		△17	△9	8
与信費用戻入額	D	162	232	70
与信費用総額	A + B + C + D	△322	△67	255

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [3行合算、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

		前事業年度 (億円)	当中間会計期間 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		790	741	△49
危険債権		4,094	4,344	249
要管理債権		1,682	1,580	△101
小計	A	6,567	6,666	99
正常債権	B	262,855	259,410	△3,444
合計	A + B	269,422	266,076	△3,345
不良債権比率(注2)		2.43%	2.50%	0.06%

(注1) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(注2) 不良債権比率 = A / (A + B)

## 2 財政状態の分析

### (1) 貸出金

- ・貸出金残高は、大企業中心に資金バランスの改善が進んでいることや、依然として企業の資金需要が低迷していること等から、前連結会計年度比3,115億円減少して25兆5,414億円となりました。
- ・住宅ローン残高（傘下銀行単体合算）は、前事業年度末比492億円減少して12兆433億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が2兆6,839億円、卸売業、小売業が2兆5,588億円、不動産業が2兆3,268億円などとなっております。

#### 貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高（未残）	258,530	255,414	△3,115
うち住宅ローン残高（注）	120,925	120,433	△492

（注）株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

#### リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	7,492	7,783	291
破綻先債権	197	171	△25
延滞債権	4,598	4,771	172
3ヵ月以上延滞債権	81	70	△11
貸出条件緩和債権	2,614	2,770	156
リスク管理債権／貸出金残高（未残）	2.89%	3.04%	0.14%

#### 業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	257,975	254,787	△3,188
うち製造業	27,479	26,839	△640
うち建設業	7,286	7,036	△249
うち卸売業、小売業	26,060	25,588	△472
うち金融業、保険業	6,841	6,663	△177
うち不動産業	23,016	23,268	252
うち各種サービス業	16,379	15,844	△534
うち住宅ローン	120,925	120,433	△492
海外及び特別国際金融取引勘定分	554	627	72

(2) 有価証券

- ・有価証券は、国債が増加したことなどにより、前連結会計年度比1兆1,014億円増加して、11兆13億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額（時価のあるもの）は、前連結会計年度比288億円減少し、640億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国債	76,716	87,972	11,256
地方債	4,620	4,956	335
社債	10,498	9,454	△1,043
株式	5,394	4,907	△486
その他の証券	1,769	2,723	953
合計	98,999	110,013	11,014

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式	1,121	671	△450
債券	△143	86	230
国債	△158	△0	157
地方債	26	52	26
社債	△12	34	46
その他	△49	△117	△68
合計	928	640	△288

(注) 中間連結貸借対照表中の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

### (3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、前連結会計年度比222億円減少して1,646億円となりました。
- ・なお、当社を連結親法人とした連結納税を前提に計算しております。

#### 繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産合計	2,460	2,232	△227
うち有価証券償却否認額	9,194	9,189	△4
うち税務上の繰越欠損金	2,059	1,626	△433
うち貸倒引当金等(注)	2,772	2,690	△81
うち評価性引当額	△13,137	△12,778	358
繰延税金負債合計	△591	△586	5
うちその他有価証券評価差額金	△213	△175	37
うち退職給付信託設定益	△144	△128	15
繰延税金資産の純額	1,868	1,646	△222
Tier 1	14,189	15,366	1,177
繰延税金資産/Tier 1	13.17%	10.71%	△2.46%

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

### (4) 預金

- ・預金は、個人預金については増加したものの、法人預金の減少等により、前連結会計年度比6,305億円減少して33兆5,494億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度比5,038億円増加して1兆9,284億円となりました。

#### 預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
預金	341,799	335,494	△6,305
うち国内個人預金 (注)	222,980	224,372	1,391
うち国内法人預金 (注)	101,383	98,720	△2,662
譲渡性預金	14,246	19,284	5,038

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しており、特別国際金融取引勘定を除いております。

(5) 純資産の部

- ・純資産の部については、中間純利益等により利益剰余金が前連結会計年度末比804億円増加した結果、純資産の部全体では前連結会計年度比545億円増加し1兆6,471億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	15,925	16,471	545
うち資本金	3,404	3,404	—
うち資本剰余金	2,370	2,370	—
うち利益剰余金	8,793	9,598	804
うちその他有価証券評価差額金	618	366	△251
うち繰延ヘッジ損益	163	248	84
うち土地再評価差額金	384	393	8

3 連結自己資本比率 (第二基準)

- ・連結自己資本比率 (第二基準) は12.47%、Tier 1 比率は8.67%となりました。

なお、連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第20号)」に基づき算出しております。

当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

	平成23年3月31日 (億円)	平成23年9月30日 (億円)	増減 (億円)
基本的項目(Tier 1)	14,189	15,366	1,177
補完的項目(Tier 2)	7,151	6,832	△318
控除項目	150	110	△40
自己資本額	21,190	22,088	898
リスク・アセット等	188,938	177,064	△11,874
連結自己資本比率	11.21%	12.47%	1.26%
Tier 1 比率	7.51%	8.67%	1.16%

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比6,238億円支出が増加して960億円の支出となりました。これは主として借入金の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比1,070億円支出が減少して1,287億円の支出となりました。これは主として、有価証券の取得による支出が減少したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比4,852億円支出が減少して865億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出が減少したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、当第2四半期連結累計期間の期首残高に比べ3,114億円減少して2兆3,705億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	7,595,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成27年1月1日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,501円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(平成23年10月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%)

(4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額  
引換価額は1,501円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (7) 議決権条項  
 丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
 法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
 引換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度  
 1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
 3,240円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
 30,864,197株（平成23年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金  
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
 己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- ② 非累積条項  
 ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
 己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 己種優先中間配当金  
 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は3,240円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
  - ② 修正の頻度  
1年に1度（平成23年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
154円
  - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
2,922,077,922株（平成23年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
    - ① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
    - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
    - ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
  - (4) 取得請求権
    - ① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額  
引換価額は410円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

- (7) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第6種優先配当金
- ① 第6種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第6種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	2,769,477	—	340,472	—	340,472

## (6) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	94,472,700	3.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	67,105,600	2.42
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	62,006,490	2.23
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	50,002,668	1.80
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	41,341,700	1.49
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5, RUE PLAETIS, L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	34,568,100	1.24
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	33,556,884	1.21
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	30,748,300	1.11
計	—	1,201,306,842	43.37

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が64,182,273株(2.31%)あります。

- 2 株式会社整理回収機構ほか1名から平成23年3月11日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成23年3月8日現在で736,039,400株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成23年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	944,727	3.53
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	671,056	2.50
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	620,064	2.31
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	500,026	1.86
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	413,417	1.54
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5, RUE PLAETIS, L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	345,681	1.29
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	335,568	1.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	307,483	1.14
計	—	11,973,066	44.76

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,182,200 (相互保有株式) 普通株式 2,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,711,900 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,119 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,061,591	—	(注) 3
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,119	—

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。
- 2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。  
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式73株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場一 丁目5番65号	64,182,200	—	64,182,200	2.55
(相互保有株式) 株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	64,184,200	—	64,184,200	2.55

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数でありませぬ。

## 2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 3,027,781	※8 2,724,015
コールローン及び買入手形	356,676	246,978
買入金銭債権	427,467	414,325
特定取引資産	※8 637,508	※8 697,729
有価証券	※1, ※2, ※8, ※14 9,899,960	※1, ※2, ※8, ※14 11,001,365
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 25,853,022	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 25,541,424
外国為替	※7 63,472	※7 61,929
その他資産	※8 1,634,261	※8 1,269,969
有形固定資産	※10, ※11 313,231	※10, ※11 310,959
無形固定資産	53,836	52,427
繰延税金資産	186,891	164,615
支払承諾見返	678,495	640,190
貸倒引当金	△424,619	△412,515
投資損失引当金	△1,139	△781
資産の部合計	42,706,848	42,712,632

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
預金	※8 34,179,947	※8 33,549,410
譲渡性預金	1,424,610	1,928,440
コールマネー及び売渡手形	277,916	239,395
売現先勘定	※8 142,972	※8 1,999
特定取引負債	244,282	310,310
借入金	※8, ※12 1,700,813	※8, ※12 1,302,011
外国為替	1,755	2,352
社債	※13 678,071	※13 650,172
信託勘定借	375,866	342,796
その他負債	1,320,538	2,011,035
賞与引当金	14,603	10,513
退職給付引当金	11,591	12,270
その他の引当金	34,552	36,591
再評価に係る繰延税金負債	※10 28,277	※10 28,031
支払承諾	678,495	640,190
負債の部合計	41,114,294	41,065,522
<b>純資産の部</b>		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	879,381	959,873
自己株式	△86,847	△86,848
株主資本合計	1,370,089	1,450,579
その他有価証券評価差額金	61,826	36,683
繰延ヘッジ損益	16,352	24,815
土地再評価差額金	※10 38,479	※10 39,327
為替換算調整勘定	△4,468	△4,223
その他の包括利益累計額合計	112,190	96,604
少数株主持分	110,273	99,926
純資産の部合計	1,592,553	1,647,110
負債及び純資産の部合計	42,706,848	42,712,632

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	460,402	453,238
資金運用収益	278,838	263,824
(うち貸出金利息)	238,318	223,477
(うち有価証券利息配当金)	28,456	30,696
信託報酬	13,252	12,253
役務取引等収益	84,628	86,220
特定取引収益	25,678	16,572
その他業務収益	36,899	32,170
その他経常収益	※1 21,104	※1 42,196
経常費用	345,609	296,543
資金調達費用	35,477	29,398
(うち預金利息)	21,188	16,144
役務取引等費用	24,370	24,285
特定取引費用	134	339
その他業務費用	34,597	19,164
営業経費	184,078	181,456
その他経常費用	※2 66,951	※2 41,898
経常利益	114,793	156,695
特別利益	17,055	208
固定資産処分益	829	208
償却債権取立益	16,225	—
特別損失	1,912	1,765
固定資産処分損	687	412
減損損失	629	1,352
その他の特別損失	※3 595	—
税金等調整前中間純利益	129,936	155,138
法人税、住民税及び事業税	4,984	4,907
法人税等調整額	40,705	19,951
法人税等合計	45,689	24,859
少数株主損益調整前中間純利益	84,246	130,279
少数株主利益	2,468	2,044
中間純利益	81,778	128,235

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
少数株主損益調整前中間純利益	84,246	130,279
その他の包括利益	△21,368	△23,771
その他有価証券評価差額金	△23,052	△25,140
繰延ヘッジ損益	13,124	8,463
為替換算調整勘定	△11,445	△7,090
持分法適用会社に対する持分相当額	4	△3
中間包括利益	62,878	106,507
親会社株主に係る中間包括利益	71,649	111,800
少数株主に係る中間包括利益	△8,771	△5,292

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
資本剰余金		
当期首残高	400,709	237,082
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	223,810	237,082
利益剰余金		
当期首残高	1,372,119	879,381
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△210,392	80,491
当中間期末残高	1,161,726	959,873
自己株式		
当期首残高	△86,840	△86,847
当中間期変動額		
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	425,720	—
当中間期変動額合計	△5	△0
当中間期末残高	△86,846	△86,848
株主資本合計		
当期首残高	2,013,189	1,370,089
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
当中間期変動額合計	△387,296	80,490
当中間期末残高	1,625,892	1,450,579

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	83,129	61,826
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△22,978	△25,143
当中間期変動額合計	△22,978	△25,143
当中間期末残高	60,151	36,683
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	13,789	16,352
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,124	8,463
当中間期変動額合計	13,124	8,463
当中間期末残高	26,913	24,815
土地再評価差額金		
当期首残高	40,271	38,479
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,645	848
当中間期変動額合計	△1,645	848
当中間期末残高	38,626	39,327
為替換算調整勘定		
当期首残高	△3,807	△4,468
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△274	245
当中間期変動額合計	△274	245
当中間期末残高	△4,082	△4,223
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	133,382	112,190
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,774	△15,586
当中間期変動額合計	△11,774	△15,586
当中間期末残高	121,608	96,604
少数株主持分		
当期首残高	125,326	110,273
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△14,240	△10,347
当中間期変動額合計	△14,240	△10,347
当中間期末残高	111,085	99,926

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	2,271,897	1,592,553
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△26,014	△25,934
当中間期変動額合計	△413,310	54,556
当中間期末残高	1,858,586	1,647,110

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	129,936	155,138
減価償却費	12,252	13,549
減損損失	629	1,352
持分法による投資損益 (△は益)	△214	△111
貸倒引当金の増減 (△)	△10,624	△12,103
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,074	△357
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,345	△4,089
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,233	678
資金運用収益	△278,838	△263,824
資金調達費用	35,477	29,398
有価証券関係損益 (△)	△19,952	△12,376
為替差損益 (△は益)	△53,544	△58,468
固定資産処分損益 (△は益)	△141	204
特定取引資産の純増 (△) 減	△79,863	△60,220
特定取引負債の純増減 (△)	93,564	66,028
貸出金の純増 (△) 減	486,670	311,597
預金の純増減 (△)	△381,998	△630,537
譲渡性預金の純増減 (△)	364,020	503,830
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	284,505	△398,802
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△20,751	△7,700
コールローン等の純増 (△) 減	120,389	122,840
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	56,541	—
コールマネー等の純増減 (△)	△324,453	△179,494
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△45,926	—
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△2,720	1,543
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△1,279	596
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△30,016	29,156
信託勘定借の純増減 (△)	△31,602	△33,069
資金運用による収入	286,414	272,982
資金調達による支出	△44,825	△34,481
その他	△6,956	105,610
小計	532,505	△81,130
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,737	△14,911
営業活動によるキャッシュ・フロー	527,767	△96,041

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△21,846,659	△18,259,842
有価証券の売却による収入	19,567,188	16,329,654
有価証券の償還による収入	2,046,549	1,805,161
有形固定資産の取得による支出	△4,716	△4,093
有形固定資産の売却による収入	2,856	1,019
無形固定資産の取得による支出	△970	△662
その他	△81	△38
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△235,833</b>	<b>△128,799</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入れによる収入	1,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△4,000	—
劣後特約付社債の発行による収入	39,810	24,875
劣後特約付社債の償還による支出	△137,550	△64,096
配当金の支払額	△44,994	△46,894
少数株主への配当金の支払額	△369	△455
自己株式の取得による支出	△425,725	△1
自己株式の売却による収入	0	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△571,829</b>	<b>△86,571</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△68	△54
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	<b>△279,963</b>	<b>△311,466</b>
現金及び現金同等物の期首残高	1,285,371	2,682,038
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,005,408	※1 2,370,572

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 17社            主要な会社名            株式会社りそな銀行            株式会社埼玉りそな銀行            株式会社近畿大阪銀行</p> <p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社            1社            会社名            日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社            持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等            会社等名            畿内総合信用保証株式会社            近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。            6月末日 4社            9月末日 13社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。            中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。            破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てしております。            上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。            また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。            すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。            なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は421,754百万円(前連結会計年度末は443,263百万円)であります。            その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てしております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準            投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準            賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準            退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。            また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。            過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理            数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(10) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 11,381百万円(前連結会計年度末11,346百万円)</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 15,856百万円(前連結会計年度末12,666百万円)</p> <p>負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 5,232百万円(前連結会計年度末5,256百万円)</p> <p>信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>ポイント引当金 2,772百万円(前連結会計年度末4,050百万円)</p> <p>「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 623百万円(前連結会計年度末561百万円)</p> <p>将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は45百万円(前連結会計年度末は88百万円)(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
	(15) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
	(16) 連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

#### 【会計方針の変更】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。 上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

#### 【追加情報】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,241百万円及び出資金4,104百万円が含まれております。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,198百万円及び出資金3,831百万円が含まれております。</p>
<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,752百万円、延滞債権額は459,878百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は17,171百万円、延滞債権額は477,145百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,171百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,028百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は261,403百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は277,015百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,205百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は778,361百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は196,758百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は178,289百万円であります。</p>																																
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="239 582 774 750"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1,837百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>142,947百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,664,361百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>166,479百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,880百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="239 784 774 884"> <tr> <td>預金</td> <td>163,227百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>142,972百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>1,633,620百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,196,235百万円及びその他資産246,601百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,666百万円、敷金保証金は22,322百万円であります。</p>	現金預け金	1,837百万円	特定取引資産	142,947百万円	有価証券	6,664,361百万円	貸出金	166,479百万円	その他資産	3,880百万円	預金	163,227百万円	売現先勘定	142,972百万円	借用金	1,633,620百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="877 582 1412 750"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1,787百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>1,999百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,919,135百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>159,447百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,928百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="877 784 1412 884"> <tr> <td>預金</td> <td>162,367百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>1,999百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>1,225,230百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,000,978百万円、その他資産243,829百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,568百万円、敷金保証金は21,933百万円であります。</p>	現金預け金	1,787百万円	特定取引資産	1,999百万円	有価証券	6,919,135百万円	貸出金	159,447百万円	その他資産	3,928百万円	預金	162,367百万円	売現先勘定	1,999百万円	借用金	1,225,230百万円
現金預け金	1,837百万円																																
特定取引資産	142,947百万円																																
有価証券	6,664,361百万円																																
貸出金	166,479百万円																																
その他資産	3,880百万円																																
預金	163,227百万円																																
売現先勘定	142,972百万円																																
借用金	1,633,620百万円																																
現金預け金	1,787百万円																																
特定取引資産	1,999百万円																																
有価証券	6,919,135百万円																																
貸出金	159,447百万円																																
その他資産	3,928百万円																																
預金	162,367百万円																																
売現先勘定	1,999百万円																																
借用金	1,225,230百万円																																
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,801,642百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,584,472百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,190,609百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,968,899百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 212,723百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債624,469百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は274,968百万円であります。</p> <p>15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託439,223百万円であります。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 214,878百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債567,414百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は273,744百万円であります。</p> <p>15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託400,034百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)												
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,735百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">19,695百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金償却</td> <td style="text-align: right;">27,059百万円</td> </tr> <tr> <td>株式等償却</td> <td style="text-align: right;">3,282百万円</td> </tr> </table> <p>を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。</p>	貸倒引当金繰入額	19,695百万円	貸出金償却	27,059百万円	株式等償却	3,282百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、償却債権取立益23,236百万円及び株式等売却益2,869百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,940百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金償却</td> <td style="text-align: right;">20,181百万円</td> </tr> <tr> <td>株式等償却</td> <td style="text-align: right;">1,871百万円</td> </tr> </table> <p>を含んでおります。</p>	貸倒引当金繰入額	8,940百万円	貸出金償却	20,181百万円	株式等償却	1,871百万円
貸倒引当金繰入額	19,695百万円												
貸出金償却	27,059百万円												
株式等償却	3,282百万円												
貸倒引当金繰入額	8,940百万円												
貸出金償却	20,181百万円												
株式等償却	1,871百万円												

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,214,957	—	—	1,214,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	—	200,000	75,000	注1
第2種第一回優先株式	281,780	—	—	281,780	
第3種第一回優先株式	275,000	—	—	275,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,076,258	—	200,000	1,876,258	
自己株式					
普通株式	64,168	5	0	64,173	注2
種類株式					
第1種第一回優先株式	—	200,000	200,000	—	注1
合計	64,168	200,005	200,000	64,173	

(注) 1 第1種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第1種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68		
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68		
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第6種 優先株式	1,159	386.51		

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

(注) 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	平成23年3月31日	平成23年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回 優先株式	5,301	23.56		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50		

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 1,348,480百万円	現金預け金勘定 2,724,015百万円
日本銀行以外への預け金 △343,071百万円	日本銀行以外への預け金 △353,443百万円
現金及び現金同等物 <u>1,005,408百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>2,370,572百万円</u>

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、2,474百万円であります。

当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、849百万円であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	3,925	3,193	732
無形固定資産	389	262	126
合計	4,314	3,455	859

当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	3,707	3,344	362
無形固定資産	347	259	88
合計	4,055	3,603	451

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	913	505
1年超	133	72
合計	1,046	578

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年 4月 1日 至平成23年 9月30日)
支払リース料	656	472
減価償却費相当額	570	402
支払利息相当額	23	10

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	4,081	4,118
1年超	25,263	23,820
合計	29,344	27,939

(貸手側)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	38	58
1年超	583	577
合計	621	636

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

## I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,027,781	3,027,781	—
(2) コールローン及び買入手形	356,676	356,676	—
(3) 買入金銭債権(*1)	427,417	428,913	1,495
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	371,960	371,960	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,667,900	1,692,496	24,596
その他有価証券	8,130,206	8,130,206	—
(6) 貸出金	25,853,022		
貸倒引当金(*1)	△358,624		
	25,494,397	25,869,729	375,331
(7) 外国為替(*1)	62,333	62,333	—
資産計	39,538,674	39,940,097	401,423
(1) 預金	34,179,947	34,193,696	13,749
(2) 譲渡性預金	1,424,610	1,424,632	22
(3) コールマネー及び売渡手形	277,916	277,916	—
(4) 売現先勘定	142,972	142,972	—
(5) 借入金	1,700,813	1,702,651	1,838
(6) 外国為替	1,755	1,755	—
(7) 社債	678,071	686,834	8,762
(8) 信託勘定借	375,866	375,866	—
負債計	38,781,953	38,806,325	24,372
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,774	78,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38,015)	(38,235)	△219
デリバティブ取引計	40,758	40,539	△219

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	678,495	△18,526

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引いて算定した現在価値を時価としております。

### (8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

## その他

### 債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産

(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	75,841
組合出資金(*2)(*3)	26,011
合計	101,853

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について711百万円、組合出資金について744百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,724,015	2,724,015	—
(2) コールローン及び買入手形	246,978	246,978	—
(3) 買入金銭債権(*1)	414,224	415,476	1,252
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	372,712	372,712	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,863,922	1,910,353	46,431
その他有価証券	9,038,353	9,038,353	—
(6) 貸出金	25,541,424		
貸倒引当金(*1)	△344,367		
	25,197,057	25,574,939	377,881
(7) 外国為替(*1)	61,929	61,929	—
資産計	39,919,193	40,344,759	425,565
(1) 預金	33,549,410	33,560,343	10,933
(2) 譲渡性預金	1,928,440	1,928,448	8
(3) コールマネー及び売渡手形	239,395	239,395	—
(4) 売現先勘定	1,999	1,999	—
(5) 借入金	1,302,011	1,303,691	1,680
(6) 外国為替	2,352	2,352	—
(7) 社債	650,172	660,471	10,298
(8) 信託勘定借	342,796	342,796	—
負債計	38,016,577	38,039,499	22,921
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	65,065	65,065	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(16,715)	(16,890)	△174
デリバティブ取引計	48,349	48,175	△174

	契約額等	時 価
その他		
債務保証契約(*3)	640,190	△17,545

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

#### (4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

#### (5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

### (8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

## その他

### 債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	74,461
組合出資金(*3)	24,628
合計	99,089

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について148百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	923,285	941,635	18,349
	地方債	267,584	277,454	9,869
	社債	8,090	8,264	174
	小計	1,198,960	1,227,354	28,393
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	426,252	422,967	△3,285
	地方債	41,475	40,998	△477
	社債	1,210	1,176	△34
	小計	468,939	465,141	△3,797
合計		1,667,900	1,692,496	24,596

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	350,775	220,258	130,516
	債券	2,004,953	1,992,869	12,083
	国債	1,520,061	1,514,691	5,370
	地方債	105,314	102,124	3,189
	社債	379,577	376,054	3,523
	その他	48,112	46,295	1,816
	小計	2,403,841	2,259,424	144,416
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	113,272	131,611	△18,339
	債券	5,510,683	5,537,158	△26,475
	国債	4,802,029	4,823,200	△21,171
	地方債	47,716	48,276	△560
	社債	660,937	665,681	△4,743
	その他	218,551	225,287	△6,736
	小計	5,842,507	5,894,058	△51,551
合計		8,246,348	8,153,482	92,865

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額56,576百万円)及び組合出資金(同21,931百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,673百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

## II 当中間連結会計期間

### 1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,518,924	1,551,883	32,959
	地方債	326,503	339,879	13,376
	社債	7,308	7,450	142
	小計	1,852,735	1,899,213	46,478
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,796	10,769	△27
	社債	390	370	△19
	小計	11,186	11,139	△46
合計		1,863,922	1,910,353	46,431

### 2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	300,048	196,459	103,589
	債券	3,355,451	3,338,948	16,502
	国債	2,651,284	2,644,591	6,692
	地方債	131,534	126,221	5,312
	社債	572,632	568,135	4,497
	その他	119,742	117,937	1,805
	小計	3,775,242	3,653,345	121,897
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	116,681	153,106	△36,425
	債券	5,018,936	5,026,823	△7,886
	国債	4,627,071	4,633,808	△6,737
	地方債	26,769	26,846	△77
	社債	365,096	366,168	△1,071
	その他	247,537	261,106	△13,568
	小計	5,383,155	5,441,036	△57,880
合計		9,158,398	9,094,381	64,016

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額55,239百万円)及び組合出資金(同20,820百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,935百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

#### I 前連結会計年度

##### 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

##### 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

#### II 当中間連結会計期間

##### 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

##### 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	83,126
その他有価証券	83,126
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	21,304
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	61,822
(△)少数株主持分相当額	25
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	30
その他有価証券評価差額金	61,826

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額9,738百万円を除いております。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	54,277
その他有価証券	54,277
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	17,596
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	36,681
(△)少数株主持分相当額	24
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	26
その他有価証券評価差額金	36,683

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額9,738百万円を除いております。

## (デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	82,512	12,268	△28	△28
	買建	18,464	14,327	2	2
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	16,302,112	13,914,048	154,332	154,332
	受取変動・支払固定	16,164,771	14,237,500	△159,958	△159,958
	受取変動・支払変動	5,632,700	4,957,700	10,665	10,665
	キャップ				
	売建	113,116	107,248	△1,306	1,437
	買建	1,771	—	△1	△0
	フロアー				
	売建	9,000	9,000	404	△214
	買建	75,486	74,972	1,669	1,470
	スワップション				
売建	10,326,000	2,311,000	19,738	△2,096	
買建	3,227,000	1,527,000	42,581	△1,353	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	106,900	60,900	1,651	1,651
	合計	—————	—————	32,078	5,908

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,730,100	2,331,003	△11,530	47,231
	売建	667,377	203,479	11,637	11,637
	買建	1,078,811	522,011	△61,976	△61,976
	通貨オプション				
	売建	1,448,252	1,119,892	92,505	10,034
	買建	1,474,003	1,135,077	200,989	99,017
	合計	—	—	46,614	105,943

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	46,095	—	△21	△21
	買建	4,155	—	31	31
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	5,590	—	19	△0
店頭	債券店頭オプション				
	売建	45,187	—	73	20
	買建	45,187	—	125	22
	合計	—	—	81	52

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,648,285	1,488,285	78,404
	受取変動・支払固定		1,072,951	842,951	△51,114
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	37,240	16,240	△219
	合計	———	———	———	27,070

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社 債等	284,332	212,458	△65,306

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	55,345	—	9	9
	買建	48,763	23,879	△30	△30
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	18,469,937	16,790,929	273,068	273,068
	受取変動・支払固定	18,365,195	16,950,532	△286,546	△286,546
	受取変動・支払変動	5,969,700	5,459,700	10,778	10,778
	キャップ				
	売建	117,077	109,599	△1,703	1,817
	買建	256	—	—	—
	フロアー				
	売建	9,000	9,000	368	△197
	買建	75,541	73,990	1,712	1,515
	スワップション				
売建	8,806,000	1,266,000	11,961	8,344	
買建	2,693,000	1,173,000	36,025	905	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	93,400	63,900	1,329	1,329
	合計	—————	—————	25,719	10,995

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,369,071	2,050,018	△13,319	44,069
	売建	541,559	169,403	34,420	34,420
	買建	958,538	465,003	△100,182	△100,182
	通貨オプション				
	売建	1,321,597	942,305	88,194	11,174
	買建	1,323,268	958,293	206,241	107,059
	合計	—————	—————	38,966	96,542

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	6,854	—	△126	△126
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	9,125	—	80	△19
	買建	29,750	—	490	△215
	合計	—————	—————	283	△362

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	68,092	—	109	109
	買建	7,125	—	△13	△13
	合計	—————	—————	96	96

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,650,657	1,439,657	91,279
	受取変動・支払固定		1,011,934	841,934	△56,039
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	33,666	19,166	△174
	合計	———	———	———	35,065

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社 債等	212,458	143,858	△51,955

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

## 2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、複数の部門に跨る損益については、社内の一定のルールに基づき、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

## 3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	158,459	129,614	41,286	329,359	△2,809	326,550
経費	△97,461	△72,050	△4,479	△173,991	—	△173,991
実勢業務純益	60,997	57,550	36,806	155,354	△2,809	152,545
与信費用	△14,792	△15,733	—	△30,525	—	△30,525
与信費用控除後業務純益(計)	46,205	41,817	36,806	124,829	△2,809	122,020

(注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額14百万円(利益)を除いております。

4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6 減価償却費は、経費に含まれております。

## 4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	124,829
「その他」の区分の利益	△2,809
与信費用以外の臨時損益	1,645
与信費用以外の特別損益	△1,126
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	7,397
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	129,936

(注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

## II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

### 1 報告セグメントの概要

#### (1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社(株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行)の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

#### (2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

##### ①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益(株式等売却益などのその他経常収益を除く)から経常費用(営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く)を差し引いた金額であります。

##### ②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

##### ③実勢業務純益

業務粗利益(信託勘定に係る不良債権処理額を除く)から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

##### ④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、その他経常収益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

##### ⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

## 2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、複数の部門に跨る損益については、社内の一定のルールに基づき、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

## 3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	153,499	130,999	33,086	317,585	7,260	324,846
経費	△93,506	△73,785	△4,534	△171,825	—	△171,825
実勢業務純益	59,993	57,173	28,551	145,719	7,260	152,979
与信費用	△5,342	432	—	△4,910	—	△4,910
与信費用控除後業務純益(計)	54,651	57,605	28,551	140,808	7,260	148,069

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。  
 2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。  
 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額40百万円(利益)を除いております。  
 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。  
 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。  
 6 減価償却費は、経費に含まれております。

## 4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	140,808
「その他」の区分の利益	7,260
与信費用以外の臨時損益	3,761
特別損益	△1,554
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,861
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	155,138

- (注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。  
 2 特別損益には、減損損失等が含まれております。

## 【関連情報】

### I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

#### 1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

#### 1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当グループでは、減損損失を事業セグメント別に配分していないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	251.67	285.29
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,592,553	1,647,110
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	975,759	947,926
うち少数株主持分	百万円	110,273	99,926
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	17,485	—
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	616,794	699,183
1株当たり純資産額の算定に用いられた(中間)期末の普通株式の数	千株	2,450,778	2,450,775

## 2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	58.00	52.32
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	81,778	128,235
普通株主に帰属しない金額	百万円	15,032	—
うち配当優先株式に係る 消却差額(*)	百万円	15,032	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	66,745	128,235
普通株式の期中平均株式数	千株	1,150,786	2,450,777
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	26.26	36.51
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,390,930	1,061,222
うち優先株式	千株	1,390,930	1,061,222
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(\*)配当優先株式に係る消却差額15,032百万円は、前中間連結会計期間において取得・消却した第1種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額について遡及処理しております。

なお、上記会計基準等を適用しなかった場合の、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、26.47円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	345	1,306
有価証券	25,500	74,600
前払費用	7	6
繰延税金資産	98	70
未収収益	9	7
未収入金	20,580	9,560
未収消費税等	12	—
未収還付法人税等	4,986	15,341
流動資産合計	51,541	100,894
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	5	8
リース資産（純額）	7	6
有形固定資産合計	※1 12	※1 15
無形固定資産		
商標権	18	12
ソフトウェア	18	15
無形固定資産合計	36	28
投資その他の資産		
関係会社株式	1,122,362	1,122,362
関係会社長期貸付金	※2 89,500	※2 89,500
その他	1	1
投資損失引当金	△3,176	△3,319
投資その他の資産合計	1,208,687	1,208,545
固定資産合計	1,208,737	1,208,589
資産合計	1,260,278	1,309,483

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
リース債務	1	1
未払金	20,078	9,389
未払費用	440	890
未払法人税等	9	13
未払消費税等	0	41
賞与引当金	346	238
その他	240	421
流動負債合計	41,117	30,995
固定負債		
社債	30,000	60,000
関係会社長期借入金	270,000	270,000
リース債務	6	5
固定負債合計	300,006	330,005
負債合計	341,123	361,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金	340,472	340,472
資本剰余金合計	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	325,057	354,384
利益剰余金合計	325,057	354,384
自己株式	△86,847	△86,848
株主資本合計	919,155	948,481
純資産合計	919,155	948,481
負債純資産合計	1,260,278	1,309,483

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	13,463	76,704
関係会社受入手数料	2,169	2,261
関係会社貸付金利息	1,143	1,103
営業収益合計	16,775	80,070
営業費用		
借入金利息	—	1,234
社債利息	634	426
社債発行費	—	114
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,091	※1, ※2 2,132
営業費用合計	2,725	3,907
営業利益	14,050	76,162
営業外収益		
有価証券利息	111	10
受取手数料	56	54
その他	※3 159	5
営業外収益合計	326	70
営業外費用		
営業外費用合計	34	11
経常利益	14,343	76,222
特別損失		
投資損失引当金繰入額	142	142
固定資産除却損	0	—
特別損失合計	142	142
税引前中間純利益	14,200	76,079
法人税、住民税及び事業税	68	△171
過年度法人税等	△1,317	—
法人税等調整額	26	28
法人税等合計	△1,222	△143
中間純利益	15,422	76,222

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	176,898	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	—	—
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	504,099	340,472
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	327,201	340,472
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	953,442	325,057
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△278,393	29,327
当中間期末残高	675,048	354,384
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	953,442	325,057
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△278,393	29,327
当中間期末残高	675,048	354,384

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△86,840	△86,847
当中間期変動額		
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	425,720	—
当中間期変動額合計	△5	△0
当中間期末残高	△86,846	△86,848
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,697,902	919,155
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△455,297	29,326
当中間期末残高	1,242,604	948,481
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,697,902	919,155
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△455,297	29,326
当中間期末残高	1,242,604	948,481

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
6 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。 上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は39百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。
※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 同左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,277百万円 業務委託料 225百万円 賞与引当金繰入額 187百万円 支払手数料 127百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,253百万円 業務委託料 214百万円 賞与引当金繰入額 238百万円 支払手数料 149百万円
※2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 6百万円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 8百万円
※3 営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て152百万円を含んでおります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,168	5	0	64,173	注1
種類株式 第1種第一回優先株式	—	200,000	200,000	—	注2
合計	64,168	200,005	200,000	64,173	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

車両であります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	3	3
1年超	18	16
合計	22	20

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,122,362
関連会社株式	—
合計	1,122,362

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,122,362
関連会社株式	—
合計	1,122,362

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	21.89	40.99
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	919,155	948,481
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	865,485	848,000
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち(中間)優先配当額	百万円	17,485	—
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	53,669	100,481
1株当たり純資産額の算定に用いられた(中間)期末の普通株式の数	千株	2,450,778	2,450,775

## 2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	0.33	31.10
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	15,422	76,222
普通株主に帰属しない金額	百万円	15,032	—
うち配当優先株式に係る 消却差額(*)	百万円	15,032	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	390	76,222
普通株式の期中平均株式数	千株	1,150,786	2,450,777
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	0.15	21.70
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,390,930	1,061,222
うち優先株式	千株	1,390,930	1,061,222
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません

(\*)配当優先株式に係る消却差額15,032百万円は、前中間会計期間において取得・消却した第1種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

(会計方針の変更)

当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額について遡及処理しております。

なお、上記会計基準等を適用しなかった場合においても、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、0.15円であります。

#### 4 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 充 男 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あ や 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 充 男 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あや子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月29日

**【会社名】** 株式会社りそなホールディングス

**【英訳名】** Resona Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 檜垣誠司

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当ありません

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区木場一丁目5番65号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第11期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。